

草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業補助金交付要綱

令和2年6月18日
告示第541-3号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市補助金等の交付手続等に関する規則（昭和62年規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。第3条において同じ。）の影響により経済活動が縮小する中において売上回復を目指し、製品開発、販路拡大等に連携して取り組む事業で市長が選定したものを実施する市内の農商工団体等に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業者)

第2条 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、補助対象事業者は、草加市暴力団排除条例（平成24年条例第30号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者（次条において「暴力団等」という。）の統制の下にある団体又はグループでないものとする。

- (1) 1年以上の活動実績を有する市内の農商工団体（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者5事業者以上によって組織されている団体で、その構成事業者の過半数以上が市内に主たる事業所を有するものに限る。）
- (2) 前号の農商工団体が複数で連携するもの
- (3) その他市長が認める団体

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とし、かつ、市長が別に定める審査基準により審査し、選定するものとする。

- (1) 原則として、令和3年2月26日までに完了する事業であること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症により経済活動が縮小する中において売上回復及び事業

拡大を目的とする製品開発、販路拡大活動等を行う事業であること。

(3) 事業に関する専門的知識のある人材等（以下「専門人材等」という。）と連携し、実施する事業であること。

(4) 事業実施後の補助対象事業者の売上の向上又は市内への経済波及効果が見込まれる事業であること。

(5) 次条に規定する補助対象経費について、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を受けていない事業であること。

2 新製品開発、新サービス創出等を実施する場合は、前項各号に掲げるもののほか、開発により誕生した製品、サービス等について、専門人材等と連携し実施する今後の販路拡大等の計画が事業計画上で確認できる事業であること。この場合において、新製品、新サービス等の権利は、補助対象事業者に帰属するものとする。

（補助対象経費等）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び限度額は、別表のとおりとする。

（交付の申請等）

第5条 規則第4条の規定による補助金の交付の申請をしようとするときは、草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、第3条の審査基準により補助金を交付する事業を選定するものとする。

（交付決定通知等）

第6条 規則第8条の規定による通知は、草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業補助金交付決定・否決定通知書（第2号様式）によるものとする。

（概算払）

第7条 市長は、事業の進捗を図るため必要があると認めるときは、補助金交付決定額のうち必要と認められる額で補助金の概算払をすることができる。

（交付の請求）

第8条 補助金の交付の請求をしようとするときは、草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業補助金交付請求書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（変更等の承認申請）

第9条 規則第7条第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けようとするときは、草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業変更等承認申請書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

2 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象経費内で科目間の少額の流用を行うとき。

(2) 変更内容が補助金の交付目的に反せず、かつ、事業の対象、数量、実施方法等に大幅な変更がないとき。

(変更等の承認)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査して承認の可否を決定し、草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業変更等承認（不承認）通知書（第5号様式）により補助対象事業者に通知するものとする。

(状況報告)

第11条 補助事業者は、市長の要求があったときは、事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条第1項の規定による実績報告をしようとするときは、事業完了後速やかに草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書の提出期限は、事業の完了後30日以内又は令和3年2月26日のいずれか早い日とする。ただし、事業の遅延について市長から承認を受け、事業の完了が事業年度の2月26日以後となる場合の提出時期は、事業の完了日とする。

(額の確定通知)

第13条 規則第14条の規定による通知は、草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業補助金交付額確定通知書（第7号様式）によるものとする。

(決定の取消通知)

第14条 規則第16条第3項において準用する規則第8条の規定による通知は、草加市事業者連携型売上V字回復チャレンジ事業補助金交付決定取消通知書（第8号様式）によるものとする。

(関係書類の保管期間)

第15条 規則第19条に規定する帳簿等及び証拠書類は、当該事業の完了の日の属する

会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和2年4月7日以降に開始された補助対象事業について適用する。

附 則（令和2年告示第808-2号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

| | |
|----------|--|
| 1 補助対象経費 | (1) 報酬 事業実施にかかる作業員（アルバイト）賃金等 (2) 報償費 専門人材相談料、講演料、出演料、記念品等 (3) 旅費 講師招へいに係る旅費等 (4) 需用費 消耗品費、印刷製本費、物品購入費、市長が必要と認める食糧費等 (5) 役務費 通信運搬費、広告宣伝費等 (6) 委託料 企画委託、会場設営委託等 (7) 使用料及び賃借料 施設使用料、展示会出展費、リース料等 (8) 原材料費 新製品開発に係る原材料費等 (9) 備品購入費 市長が事業の趣旨に合致し、その整備又は購入が不可欠な備品と認めるもの (10) 負担金 販売促進に係るもので、市長が事業の趣旨に合致し、不可欠であると認めるもの (11) 割引料 販売促進に係るもので、市長が事業の趣旨に合致し、不可欠であると認めるもの (12) その他市長が必要と認める経費 |
|----------|--|

| | |
|------------|--|
| 2 補助率及び限度額 | 補助率を補助対象事業費の10/10以内、限度額を1補助事業者当たり2,000千円以内（第2条第2号の農商工団体が連合体を組成し、1つの事業を実施する場合の限度額については、当該農商工団体1団体当たり2,000千円以内）とする。ただし、補助金の交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 |
|------------|--|